

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
訪問介護事業所ときわ
重要事項説明書（障害福祉サービス:居宅介護）

令和8年2月1日改定

1. 当事業所が提供する訪問介護についての相談窓口

電話 : 082-431-6080
担当 : サービス提供責任者
時間 : 8時30分～17時30分
◎ご不明な点は、なんでもお尋ねください◎

2. 事業の目的と運営方針

障害を持つ利用者に対し、適正な指定障害福祉サービスの訪問介護を提供することにより、障害者総合支援法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、訪問介護計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療及び福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業者の内容

(1) 訪問介護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3472501877
所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
管理者	吉岡 真美
電話番号	082-431-6080
FAX番号	082-431-6081
事業の実施地域	東広島市西条町、八本松町、志和町、高屋町及び黒瀬町

(2) 事業所の従業者体制

管理者	1人（常勤兼務）
サービス提供責任者	2人（常勤兼務）
訪問介護員	3人以上

(3) 訪問時間等

営業日	月曜日～金曜日（8/13～15、12/30～1/2を除く）
営業時間	8時30分～17時30分 営業時間外は可能範囲で対応します。

4. サービスの内容

(1) 身体介護

- ア 食事介助 : 食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。
- イ 入浴介助 : 浴室への移動や見守り、入浴中の洗身等を行います。
- ウ 排泄介助 : おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。
- エ 清 拭 : 身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。
- オ 体位交換 : 褥創の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。
- カ 着脱介助 : 衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。
- キ 整 容 : 衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

(2) 家事援助

- ア 買 物 : 日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には 十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合には、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。
- イ 調 理 : 利用者のための食事の調理、配膳、食後の片付け、食品の管理を行います。利用者以外のご家族等の食事の調理はできません。
- ウ 掃 除 : 居室等の掃除、布団干し、日用生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、日常生活に使用されている部屋、台所、トイレ、風呂場等です。
- エ 洗 濯 : 日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲の補修です。
- オ 衣 類 等 : 季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。

(3) 通院等介助

- ア 内 容 : サービス内容は、声かけ・説明→目的地(病院等)へ行くための準備→バス等への交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続きなどです。必要に応じて、院内の移動等の介助(計画必要)も支援いたしますが診察室内(検査やリハビリ室含む)は対象外です。
- イ 対象範囲 : 医療機関への受診やリハビリ、官公署等での手続きなどです。

帰りに直接自宅に帰らずに買い物や余暇的外出等を行う場合は、医療機関等を出たところから地域生活支援事業（移動支援）を利用して頂く必要があります。

5. ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、障害者総合支援法による介護サービス費の告示上の額とします。

指定障害福祉サービスの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、負担上限月額範囲内で基本料金の1割負担となります。ただし、障害者総合支援法の給付の範囲を超えたサービス利用は、基本料金の全額が自己負担となります。

(1) 基本料金（令和6年4月報酬改定後）

サービスに要する時間	1回につき	
	単位数	基本料金（単位数×10.18）
身体介護が中心である場合		
30分未満	256 単位	2,606 円
30分以上1時間未満	404 単位	4,112 円
1時間以上1時間30分未満	587 単位	5,975 円
1時間30分以上2時間未満	669 単位	6,810 円
2時間以上2時間30分未満	754 単位	7,675 円
2時間30分以上3時間未満	837 単位	8,520 円
3時間以上	921 単位	9,375 円
以降30分増すごとに	83 単位	844 円
家事援助が中心である場合		
30分未満	106 単位	1,079 円
30分以上45分未満	153 単位	1,557 円
45分以上1時間未満	197 単位	2,005 円
1時間以上1時間15分未満	239 単位	2,433 円
1時間15分以上1時間30分未満	275 単位	2,799 円
1時間30分以上	311 単位	3,165 円
以降15分増すごとに	35 単位	356 円
通院等介助（身体介護を伴う）		
30分未満	256 単位	2,606 円
30分以上1時間未満	404 単位	4,112 円
1時間以上1時間30分未満	587 単位	5,975 円
1時間30分以上2時間未満	669 単位	6,810 円
2時間以上2時間30分未満	754 単位	7,675 円
2時間30分以上3時間未満	837 単位	8,520 円
3時間以上	921 単位	9,375 円
以降30分増すごとに	83 単位	844 円

通院等介助（身体介護を伴わない）	単位数	基本料金（単位数×10.18）
30分未満	106 単位	1,079 円
30分以上1時間未満	197 単位	2,005 円
1時間以上1時間30分未満	275 単位	2,799 円
1時間30分以上	345 単位	3,512 円
以降30分増すごとに	69 単位	702 円

東広島市は、地域区分が7級地であり、基本単位の総計と各加算の合計単位数に10.18をかけて料金を算定させていただいております。

(2)加算料金

ア 夜間もしくは早朝の場合、又は深夜の場合

夜間早朝加算 1回につき 基本料金の25%

（夜間 18:00～22:00、早朝 6:00～8:00）

深夜加算 1回につき 基本料金の50%

（深夜 22:00～6:00）

イ 初回加算

新規でのご利用される際に、「サービス提供責任者」がサービス提供、若しくは同行した月に初回加算として200単位を加算させていただきます。

また、過去2ヶ月の間にサービス提供を受けていなかった場合にも加算させていただきます。

ウ 喀痰吸引等支援体制加算

喀痰吸引等が必要な方に対して、認定特定行為従事者が喀痰吸引等を行った場合に1日につき100単位を加算させていただきます。

エ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

当事業所は、介護職員の処遇改善に係る一定の要件を満たしていますので、介護職員処遇改善加算Ⅱ（合計単位数の40.2%）を加算させていただきます。なお、この加算額は、全額介護職員の処遇改善に充当されます。

オ 特別地域加算

特別地域加算の対象地域（安芸津町、豊栄町、福富町、河内町、黒瀬町大多田の一部）に訪問した際には、（合計単位数の1.5%）を加算させていただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆障害者総合支援法からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※上記は一般的なケースであり利用者の状況等により金額が変わることがあります。

(3) その他の費用

通常の事業実施地域以外への訪問介護サービス提供は基本おこなっておりませんが、事情によりサービス提供した場合は、別途交通費が生じます。

6. サービスご利用に当たってのお願い事項など

- (1) 利用者又はご家族の方は、利用者の体調に変化があった際には、事業所にご一報ください。
- (2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はご家族の方と相談させていただきます。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。また、事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し必要な訓練等を行います。

8. 緊急時の対応

事業所は、現に訪問介護を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応並びに損害賠償

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は、管理者の吉岡真美とします。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。
- (4) 従業者が業務に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を、契約期間中も、契約終了後も、また従業者退職後も洩らさないことをお約束いたします。

事業者は、関係機関、医療機関に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

12. 利用者の人権尊重

事業所は、利用者の人権及びプライバシー保護のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、従業者は、利用者に対して、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇します。

13. 衛生管理

事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、事業所及び従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

14. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことをお約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族の方に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

16. 苦情相談窓口

※ご利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口及び苦情解決責任者はサービス提供責任者兼管理者の吉岡真美とします。

利用時間：月曜日から金曜日（祝日・祭日・年末年始を除く）

電話番号：082-431-6080

※第三者委員に苦情を申し出ることができます。

氏名	田原 照美
住所	東広島市八本松町原5686番地
所属	民生児童委員
電話番号	082-429-0456

氏名	呼川 法利子
住所	東広島市黒瀬町南方1689-2
所属	
電話番号	0823-83-0487

※次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

機関名	東広島市役所健康福祉部障害福祉課
住所	東広島市西条栄町8-29
電話番号	082-420-0180
FAX番号	082-426-0181
開庁日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで

機関名	広島県福祉サービス運営適正化委員会
住所	広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉協議会内
電話番号	082-254-3419
FAX番号	082-569-6161
開庁日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで 来所の際は事前に電話予約が必要です。

17. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関と提携し、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応できるようにしています。

医療機関名	西条中央病院
住所	東広島市西条昭和町 12-40
電話番号	082-423-3050

18. 第三者評価

第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）令和 年 月 日 （評価機関）

（評価結果）

令和 年 月 日

指定障害福祉サービスの訪問介護の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3412500526
管理者名	吉岡真美 ⑩
説明者	⑩

私は、本書面により、事業者から指定障害福祉サービスの訪問介護について重要な事項の説明を受け同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<利用者代理人（選任した場合）>

（署名代行者）住 所 _____

続 柄 _____

氏 名 _____ ⑩